

議員提出議案等 ー 令和2年12月定例会

発議番号	議案名等	議決結果	議決日
発議第11号	子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書（案）	可決	12月18日
発議第12号	学術会議任命拒否について、政府に徹底した説明を求める意見書（案）	可決	12月18日
発議第13号	コロナ禍の経験をふまえ介護保険制度の改善を求める意見書（案）	可決	12月18日
発議第14号	条件不利地域に対する更なる支援を求める意見書（案）	可決	12月18日
発議第15号	「黒い雨」の控訴取り下げについての意見書（案）	可決	12月18日
発議第16号	尖閣諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保に関する意見書（案）	可決	12月18日

※ 次ページから各発議の内容を掲載しています。

令和2年（2020年）12月18日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 大 森 俊 和

〃 小 田 伸 次

〃 宍 戸 稔

〃 齊 木 亨

〃 横 光 春 市

〃 伊 藤 芳 則

〃 藤 井 憲一郎

〃 藤 岡 一 弘

〃 掛 田 勝 彦

子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書（案）

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により、上記意見書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先

広島県知事 湯 崎 英 彦 様

発議第 1 1 号

子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書（案）

全国の自治体で子どもの医療費助成制度の拡充がすすみ、厚生労働省の 2018 年度調査で、「高校卒業まで」実施している自治体は、入院・通院とも全体の 3 割を超えている。また「中学校卒業まで」実施をあわせると、入院・通院とも約 9 割の自治体にのぼっている。これは、子どもの医療費助成制度を求める住民の要求が高いことをあらわしている。

広島県のように入院・通院とも就学前にとどまっている都道府県は、全国でも半数以下となっている。

広島県は、「国がやること」との理由で、国へは要請しているものの、県としては 16 年間、制度拡充をおこなっていない。広島県内の市町においては自治体の努力により拡充が進んでおり、県内 23 市町の全てが県の制度を上回っている。

一方、自治体間の格差がひろがっているのが現状である。広島県は県民の要求や県内自治体の状況に向き合い、子どもの医療費助成制度の拡充に向けて取り組む時に来ていると考える。

よって、県においては、子どもの医療費助成制度において、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 県は、県独自の助成制度の拡充を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年（2020 年）12 月 18 日

三 次 市 議 会

令和2年（2020年）12月18日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 大 森 俊 和

〃 小 田 伸 次

〃 齊 木 亨

〃 山 村 恵美子

〃 横 光 春 市

〃 伊 藤 芳 則

〃 藤 岡 一 弘

〃 中 原 秀 樹

学術会議任命拒否について，政府に徹底した説明を求める意見書(案)

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により，上記意見書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先

内閣総理大臣	菅	義	偉	様	
内閣官房長官	加	藤	勝	信	様
内閣府特命担当大臣 (科学技術政策, 宇宙政策)	井	上	信	治	様
衆議院議長	大	島	理	森	様
参議院議長	山	東	昭	子	様

発議第12号

学術会議任命拒否について、政府に徹底した説明を求める意見書(案)

科学者の代表機関である日本学術会議が推薦した新会員候補について、政府は、9月28日の決裁で105人の推薦者のうち6人の任命を拒否した。

拒否の理由は、6人が過去に政府に対して批判的な発言をしていたためではないかとの受け止めも多くある中、菅総理は、「総合的・俯瞰的観点から判断した」との答弁に終始している。さらには、総理は拒否した6人を含む推薦者名簿を見ていないと話しており、行政官が判断に関与したのではないかなど、多くの問題や疑問が露呈している。

任命拒否は、学問研究に対する「萎縮効果」を与え、「科学者コミュニティの自治・自律」の侵害ともいえることなどから、憲法第23条が定める「学問の自由」の侵害となり得る。また、内閣総理大臣が勝手に判断することはできない旨を規定した日本学術会議法にも明らかに違反している。

一体誰が何の権限や基準に基づいて判断し、決裁したのか、任命拒否の理由が全く明らかになっていないにもかかわらず、政府は、日本学術会議の体質に問題があるかのように論点のすり替えを始めている。

以上の諸点に鑑み、今回の政府の対応に強く抗議する。

総理をはじめとする政府は、拒否された6人の任命を行い、日本学術会議の自主性・自律性を今後も担保するとともに、任命拒否の理由や一連の経緯などを明らかにするため、徹底的に説明責任を果たすよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年(2020年)12月18日

三 次 市 議 会

令和2年（2020年）12月18日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 大 森 俊 和

〃 小 田 伸 次

〃 宍 戸 稔

〃 伊 藤 芳 則

〃 藤 井 憲一郎

〃 藤 岡 一 弘

〃 掛 田 勝 彦

コロナ禍の経験をふまえ介護保険制度の改善を求める意見書（案）

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により、上記意見書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先

内閣総理大臣	菅	義	偉	様	
厚生労働大臣	田	村	憲	久	様
衆議院議長	大	島	理	森	様
参議院議長	山	東	昭	子	様

発議第13号

コロナ禍の経験をふまえ介護保険制度の改善を求める意見書（案）

介護保険制度は施行後丸20年を経過した。この間サービスの削減や負担増を図る制度の見直しが繰り返され、「保険あって介護なし」の事態が広がっている。低く据え置かれた介護報酬のもとで介護事業所の経営難も続いており、介護従事者の給与が全産業労働者平均よりも月額9万円も低い実態は依然として改善されていない。

さらに今般の新型コロナウイルス感染症が経営難・人手不足の疲弊しきっていた介護事業所、介護従事者を直撃している。今も感染終息を見通せない状況の中、マスク・ガウンなどの物資の不足、厳しい職員体制が続いており、職員は「いつ感染するか」「感染させてしまわないか」という強い不安と緊張を抱きながら介護に従事している。大幅な減収によって生じた経営的なダメージも解消されていない。今必要なことは、こうした困難を早急に打開し、「第2波」「長期化」に備えて介護基盤を強化していくよう、政府が力を尽くすことである。

介護事業所・介護従事者がコロナ禍で抱えている困難は、政府がこれまで進めてきた給付削減・負担増一辺倒の介護保険制度「見直し」が、いかに介護保障の基盤を切りくずしてきたかを改めて浮き彫りにしている。現在、次期介護報酬改定の審議が続いているが、基本報酬部分を底上げさせることが必要である。介護保険制度の抜本的な改善がせがまれている。

よって、国においては、介護保険制度の改善をはかるための施策を行い、次の措置を講ずるよう要望する。

- 1 国は、衛生用品・防護具の安定的な供給，介護従事者・利用者に対する必要なPCR検査の迅速な実施，介護事業者への経済的支援，介護従事者への支援など，新型コロナウイルス感染症に対する対策を強化すること。
- 2 国は，来年4月からの介護報酬改定において，介護の質の向上，安定的な事業所経営，感染症への適切な対応が可能となるよう，介護報酬の大幅な引き上げ・見直しを行うこと。
- 3 国は，すべての介護従事者の給与を全産業平均水準まで引き上げ，その財源は全額公費負担でまかなうよう措置すること。
- 4 国は，介護保険財政への国庫負担割合を大幅に引き上げ，利用料・介護保険料を軽減するなど，国民が必要な時に十分な介護を受けられるよう介護保険制度の改善を図ること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年（2020年）12月18日

三 次 市 議 会

令和2年（2020年）12月18日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 大 森 俊 和

〃 小 田 伸 次

〃 齊 木 亨

〃 山 村 恵美子

〃 横 光 春 市

〃 伊 藤 芳 則

〃 藤 岡 一 弘

〃 中 原 秀 樹

条件不利地域に対する更なる支援を求める意見書（案）

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により、上記意見書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先

内閣総理大臣	菅	義	偉	様	
財務大臣	麻	生	太	郎	様
総務大臣	武	田	良	太	様
衆議院議長	大	島	理	森	様
参議院議長	山	東	昭	子	様

発議第14号

条件不利地域に対する更なる支援を求める意見書（案）

近年、地方の人口減少・高齢化は急速に進んでおり、総務省が2019年9月～11月に実施した「過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査」で、2015年4月～2019年4月までの4年間で消滅した集落が全国で164あったとの報道があった。

この調査は、過疎地域と地域振興関連4法の指定の全国1,045市町村（条件不利地域）が対象となっており、その消滅した164の集落が存在する自治体で消滅した数の多さの全国の順位は、1位が岡山県の高梁市で11集落、2位が三次市の7集落と公表された。

本市において4年間で消滅したとされる7集落は、前回調査の平成27年4月の時点で、いずれも1～4名の集落であり、調査の定義に疑義はあるものの、総務省の支援策である「集落支援員」をはじめとして、様々な定住施策等を積極的に展開している本市にとっては、イメージダウンにつながりかねない誠に憂慮すべきことである。

市町村における「条件不利地域」にある集落数は、全国で75,398集落あり、集落数の多さの全国順位は、1位が岡山県真庭市の850集落、2位が三次市の847集落、3位が近隣の庄原市の817集落となっている。

本市議会としては、今年6月定例会において「新たな過疎対策法の制定においても現行法に基づく「みなし過疎」特例の維持等を求める意見書」を議決したと

ころであるが、国においては、条件不利と言われる地域に対し、そこに住み続ける住民が安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されるために、更なる総合的な支援が行われるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年（2020年）12月18日

三 次 市 議 会

令和2年（2020年）12月18日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 大 森 俊 和

〃 小 田 伸 次

〃 宍 戸 稔

〃 齊 木 亨

〃 横 光 春 市

〃 伊 藤 芳 則

〃 藤 井 憲一郎

〃 藤 岡 一 弘

〃 掛 田 勝 彦

「黒い雨」の控訴取り下げについての意見書（案）

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により、上記意見書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先

内閣総理大臣	菅	義	偉	様	
厚生労働大臣	田	村	憲	久	様
衆議院議長	大	島	理	森	様
参議院議長	山	東	昭	子	様
広島県知事	湯	崎	英	彦	様

発議第15号

「黒い雨」の控訴取り下げについての意見書（案）

7月29日に広島地裁で出された「黒い雨」訴訟の判決は、原告全員を被爆者と認定し、被爆者健康手帳の交付を命じた。しかし、8月12日、国は広島市と広島県が控訴断念を求めたにもかかわらず控訴した。

これは半世紀近くにわたり、黒い雨地域の拡大を求めて続けてきた原告や家族、支援者の願いを踏みにじるものであり、極めて遺憾である。原告はいずれも高齢となり、4年を超える裁判の中で十数名がすでに亡くなっている。これ以上時間をかけることはできない。

控訴の際、国は「黒い雨」地域について検証する方針を示したが、確実に地域を拡大することを約束しているわけではない。

これまで、広島県・広島市とも聞き取り調査などで住民の訴えを丁寧に聞き取り、国に対し地域拡大を求めてきた。

国は、「被爆者に寄り添う」気持ちがあるならば、広島県・広島市のこのような調査を尊重し、原告の方々に控訴理由や今後の地域拡大の方針をきちんと説明するべきである。

よって、本市議会は、県と国に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 広島地裁の判決を受け入れ、ただちに控訴を取り下げること。
- 2 原告84人全員を被爆者と認定し、被爆者手帳を交付すること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年（2020年）12月18日

三 次 市 議 会

令和2年（2020年）12月18日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 大 森 俊 和

〃 小 田 伸 次

〃 齊 木 亨

〃 山 村 恵美子

〃 横 光 春 市

〃 伊 藤 芳 則

〃 藤 岡 一 弘

〃 中 原 秀 樹

尖閣諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保に関する意見
書(案)

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により、上記意見
書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先

内閣総理大臣 菅 義 偉 様
外務大臣 茂 木 敏 充 様
国土交通大臣 赤 羽 一 嘉 様
防衛大臣 岸 信 夫 様
内閣府特命担当大臣 河 野 太 郎 様
(沖縄及び北方対策担当)

発議第16号

尖閣諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保に関する意見 書(案)

令和2年5月8日午後4時50分頃、日本の領海内に侵入した中国海警局の公船2隻が尖閣諸島・魚釣島の西南西約12キロの海上で、操業中の沖縄県漁船に接近し追尾する事態が発生した。その後も同国公船は領海内への侵入や漁船への接近等を繰り返し、10月には日本政府による尖閣諸島国有化以降、過去最長となる約57時間以上にわたり日本の領海内にとどまるなど活動を強めている。

また、今年に入り11月12日までに尖閣諸島周辺における中国公船が293日確認され、領海への侵入は21日に上るなど異常な事態が続いており、周辺で操業を行う沖縄県漁業者に対し、これまでにない大きな脅威と不安を与えている。

尖閣諸島は1895年(明治28年1月)に日本政府が沖縄県への所轄を決定して以来、歴史上も国際法上も認められた我が国固有の領土であることは紛れもない事実であるにもかかわらず、同海域で頻発する中国公船の沖縄県漁船に対する威嚇行為は、今後さらなる不測の事態を招くおそれがあり、断じてあってはならない。

よって、本市議会は世界平和実現に向かって不断の努力を続ける本市の平和に対する願いをともに取り組む二元代表制の立場から、政府に対し、尖閣周辺海域における中国公船による沖縄県漁船への追尾・威嚇行為などを行わないよう中国政府に働きかけるとともに、日中両国間の緊張がエスカレートすることを避けるため、平和的な外交によって中国との関係改善を図りながら、冷静かつ毅然たる態度で尖閣諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保について適切な措

置を講ずるよう強く要請する。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年（2020年）12月18日

三 次 市 議 会